

後期高齢者医療保険料・国民健康保険税の納付書を郵送します



村から郵送する平成29年度の後期高齢者医療保険料・国民健康保険税の納付書についてお知らせします。

【問い合わせ】福祉保険課(☎282-1711) ▽後期高齢者医療保険について…地域医療担当(内線1134～1136) ▽国民健康保険について…国保年金担当(内線1131～1133)

後期高齢者医療保険制度の被保険者の方へ

後期高齢者医療保険料の納付書を郵送します

平成29年度の後期高齢者医療保険料が決定しましたので、7月13日(木)に後期高齢者医療保険料納入通知書と納付書(口座振替の方を除く)を郵送します。納期限までの納付にご協力をお願いします。なお、特別徴収(年金天引き)の方には、8月に「後期高齢者医療保険料のお知らせ」を郵送します。

国民健康保険被保険者の方へ

国民健康保険税の納付書を郵送します

平成29年度の国民健康保険税額が決定しましたので、7月13日(木)に国民健康保険税納税通知書と納付書(口座振替の方を除く)を郵送します。国保税の納税義務者は世帯主ですので、世帯主が会社員等で国保の加入者でない場合でも、世帯の中に国保加入者がいれば、世帯主宛てに納税通知書をお送りします。

◎今年度は税率・税額の改定はありません(表1参照)

【表1 平成29年度 国保税率等内容】

算出方法		区 分			40歳未満の方 65～74歳の方	40～64歳の方
		A 基礎課税額	B 後期高齢者支援金分	C 介護納付金分	合計 (A+B)	合計 (A+B+C)
所得割	(前年の所得金額※-基礎控除33万円)×税率	6.7%	1.85%	1.65%	8.55%	10.2%
均等割	加入者1人に付き	1万9,800円	5,500円	1万1,600円	2万5,300円	3万6,900円
平等割	1世帯に付き	2万800円	5,500円	—	2万6,300円	2万6,300円
課税限度額(年間上限額)		54万円	19万円	16万円	73万円	89万円

※平成28年1月～12月の、世帯の国保加入者の所得で算出しています。

◎低所得者に対する保険税軽減が拡大します

世帯の合計所得金額が一定額以下の場合、均等割・平等割が軽減となりますが、その判定の基準額を表2のとおり引き上げました。該当する場合は、あらかじめ減額した納税通知書を郵送しています。

減額の判定には所得の申告が必要です。村民税の申告が不要なために未申告となっている方は、所得の判定ができないため、減額を受けられないことがありますので、必ず申告をお願いします。

【表2 軽減の対象となる所得※1の基準額】(下線は変更点)

軽減の割合	変更前(平成29年3月まで)	変更後(平成29年4月から)
7割	33万円以下	変更なし
5割	33万円+(26万5,000円×被保険者数※2)以下	33万円+(<u>27万円</u> ×被保険者数※2)以下
2割	33万円+(48万円×被保険者数※2)以下	33万円+(<u>49万円</u> ×被保険者数※2)以下

※1 前年1月～12月の国保加入者全員の所得総額(国保被保険者でない世帯主分を含む)です。

※2 同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療制度の被保険者に移行した方を含みます。

【年齢に関する注意点】

- ▼年度の途中で40歳になる方は…誕生月(1日生まれの方はその前月)から国保税(介護納付金分)が課税されるため、誕生月の翌月に税額変更決定通知書を送付します。
- ▼年度の途中で65歳になる方は…誕生月の前月(1日生まれの方はその前々月)分まで国保税(介護納付金分)が課税されるため、あらかじめ各納期に介護納付金分を割り振りしてあります。
- ▼年度の途中で75歳になる方は…誕生月の前月分まで国保税が課税されます。75歳になる方には、後期高齢者医療制度への切り替え手続きの案内が届きます。後期高齢者医療制度への移行後、国保加入者が同じ世帯に1人になる場合は、国保税の平等割額(基礎課税分・後期高齢者支援金分)が最初の5年間は2分の1、その後3年間は4分の1が軽減されます。該当する方には、あらかじめ軽減した納税通知書を送付しています。

【納付に関する注意点】

▼国民健康保険税の納付は口座振替で！

平成28年度から、口座振替が原則(年金による特別徴収の方を除く)となりました。銀行のキャッシュカード(要暗証番号入力)があれば、役場の窓口で口座振替の申し込みができます。第1期分からの口座振替を希望する方は、7月19日(水)までに福祉保険課で手続きをお願いします。

▼土・日曜日、祝日や夜間でもコンビニで手数料が掛からずに納められます(納期限内)。

▼昨年度までは、特別徴収(年金天引き)だった方でも、今年度分の納付書(国保税または後期高齢者医療保険料)が届いた場合は、納付書で納めてください。

納期限までに納付できない事情があるときは、ご相談ください。

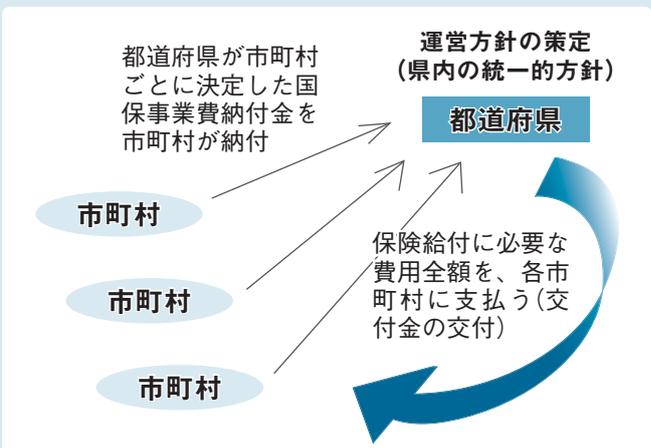


平成30年4月から国民健康保険制度が変わります！

平成30年4月から、国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、市町村と共に、**都道府県も国民健康保険制度を担う**こととなりました。

国民健康保険制度は、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険料の負担が重い」「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」等の構造的な課題を抱えているため、次の点を変更します。

- ▼国の責任として、約3,400億円の追加的な財政支援(公費拡充)を行います。
- ▼平成30年度から都道府県も国民健康保険の保険者になります。 ※手続きは、引き続き村の窓口で行うことができます。



県の主な役割	村の主な役割
財政運営の責任主体	国保事業費納付金※を県に納付
国保運営方針に基づき、事務の効率化・標準化・広域化を推進	資格を管理(被保険者証等の発行)
市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	標準保険料率等を参考に保険料率を決定、保険料の賦課・徴収
保険給付費等交付金の市町村への支払い	保険給付の決定、支給

※国保事業費納付金の金額(平成29年度中に決定予定)により、平成30年度の国保税率・税額を改定する予定です。